令和５年度三川町老朽危険空き家等解体促進補助金交付要領

（目的）

第１条　この要領は、三川町老朽危険空き家等解体促進補助事業実施要綱（令和５年告示第　号。以下「要綱」という。）に係る補助金（以下「解体補助金」という。）の交付等に関して必要な事項を定める。

（定義）

第２条　この要領における用語の意義は、要綱に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

（１）　跡地　要綱第４条に規定する補助事業の対象となる老朽危険空き家等を解体した後の土地であり、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成２６年法律第１２７号）第１３条に規定する空家等の跡地をいう。

（２）　自治組織　町内会、自治会その他の地域住民で組織する団体をいう。

（３）　有効活用促進型解体補助金　解体補助金のうち、跡地の所有者が当該跡地を無償で概ね１０年以上の期間を自治組織に貸し出し、当該自治組織が跡地を活用しつつ維持管理を行うことを交付要件とする解体補助金をいう。

（４）　解体促進型解体補助金　解体補助金のうち、次条第２項に規定する有効活用促進型解体補助金の交付要件に該当しない解体補助金をいう。

（５）　主たる生計維持者の年間所得金額　当該世帯の者（当該世帯の者と生計を一にする者を含む。）の中で、前年（１月から６月までの間に解体補助金の交付申請をする場合にあっては、前々年とする。以下同じ。）における収入金額（所得税法（昭和４０年法律第３３号）第３６条に規定する収入金額をいう。以下同じ。）が最も多い者（以下「主たる生計維持者」という。）の収入金額を基に所得税法の規定により算出した所得金額（以下「所得金額」という。）をいう。

（６）　同一世帯全員の年間所得金額　主たる生計維持者と生計を一にする世帯（以下「同一世帯」という。）全員の前年における収入金額による所得金額の合計額をいう。

（交付対象者の要件等）

第３条　要綱第３条第５号に規定する金額は、主たる生計維持者の年間所得金額が４５０万円以下かつ同一世帯全員の年間所得金額が７１０万円以下の者とする。

２　有効活用促進型解体補助金の交付を受ける者は、要綱第３条各号に規定する要件のほか、次の各号に掲げる事項を定めた協定を跡地の位置する地域の自治組織と締結しなければならない。ただし、有効活用促進型解体補助金の交付を受ける者と跡地の所有権を有する者が異なる場合は、当該跡地の所有権を有する者が次の各号に掲げる事項を定めた協定を自治組織と締結しなければならない。

（１）　目的

（２）　有効期間

（３）　無償土地使用貸借契約の締結

（４）　遵守事項（権利義務の継承、維持管理、原状回復など）

（５）　その他必要と思われる事項

３　前項の協定を締結する者以外に権利関係者等が存する場合は、当該権利関係者等全員の同意を得て協定を締結しなければならない。

４　解体促進型解体補助金の交付を受ける者は、要綱第４条第３号の規定にかかわらず三川町空き家解体資金利子補給補助金の交付対象者となることができる。

（補助対象工事）

第４条　要綱第５条に規定する補助事業の対象となる交付対象空き家等の解体に要する費用等（以下「解体費用等」という。）は、以下の各号に掲げる費用（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の合計額とする。

（１）　主たる建物の躯体、屋根葺材等、内外装材、建築設備などの解体撤去工事及び処分に係る経費

（２）　主たる建物の基礎・杭その他、地下埋設物（排水管・枡・電線管・給水管等）などの解体撤去工事及び処分に係る経費

（３）　主たる建物に附属する工作物（車庫・カーポート・物置、塀・門扉・門柱、植栽、庭石等）の解体撤去工事及び処分に係る経費

（４）　解体撤去工事に必要な仮設工事費

（５）　その他町長が必要と認める費用

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する解体工事は、補助対象工事としない。

（１）　他の制度等に基づく補助金の交付を受けるもの

（２）　補助対象建築物の一部を解体するもの

（３）　その他町長が不適当と認めるもの

（補助対象経費）

第５条　補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象建築物の解体撤去工事費（動産の処分費を除く。）に１０分の８を乗じて得た額とし、国土交通大臣が定める標準工事費のうちの除却工事費を限度とする。

２　前項の標準建設費は、補助金の交付決定日を基準とする。

（補助金額）

第６条　要綱第６条第２項に規定する補助金の額は、次の各項により算定した額とする。

２　有効活用促進型解体補助金の補助金の額は、補助対象経費に１０分の９を乗じて得た額とし、１５０万円を限度とする。

３　解体促進型解体補助金の補助金の額は、補助対象経費に２分の１（住民税非課税世帯については３分の２）を乗じて得た額とし、１００万円を限度とする。

４　補助金の額の算定に当たっては、千円未満の端数は切捨てるものとする。

（補助金交付申請書に添付する関係書類）

第７条　要綱第７条に規定する関係書類は、次に掲げる書類とする。

（１）　解体工事の工事計画書及び見積書（解体費用等の積算根拠や積算内訳が明らかになるもので、解体工事を行う予定の解体事業者等の押印があるものに限る。）の写し

（２）　位置図（付近見取り図）、配置図及び現況写真（建物及び敷地の状況が分かるもの）

（３）　登記事項全部証明書（土地及び建物。交付申請日前３箇月以内に発行されたもの）

（４）　住民票（交付申請者の世帯全員が記載されているもので、交付申請日前３箇月以内に発行されたもの）

（５）　交付申請者の同一世帯全員の前年の収入における所得証明書（交付申請日前３箇月以内に発行されたもの）

（６）　納税証明書（地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に規定されている税の納税証明書で、交付申請日前３箇月以内に発行されたもの）

（７）　同意書（要領様式１。ただし、交付申請者以外に権利関係者等が存する場合は全員分）

（８）　当該自治組織が概ね１０年以上の期間にわたり当該跡地を活用できる旨の協定書の写し（有効活用促進型解体補助金を申請する場合のみ）

（９）　その他町長が必要とする書類

（変更申請書に添付する関係書類）

第８条　要綱第１２条第１項に規定する関係書類は、前条に掲げる書類のうち、当該変更に係るものとする。

（完了実績報告書に添付する関係書類）

第９条　要綱第１３条第１項に規定する関係書類は、次に掲げる書類とする。

（１）　解体工事の請負契約書（解体事業者等の押印があるものに限る。）の写し

（２）　申請の際に添付した見積書の額から増減があった場合は、解体工事費の見積書（除却費用等の積算根拠や積算内訳が明らかになるもので、解体工事を行った解体事業者等の押印があるものに限る。）の写し

（３）　解体工事費の請求書及び領収書（解体事業者等の押印があるものに限る。）の写し

（４）　解体工事完了後の写真（跡地の状況が分かるもの）

（５）　その他町長が必要とする書類

（委任）

第１０条　この要領に定めるもののほか、この補助金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この要領は、令和５年４月１日から施行する。